

令和7年度

財政援助団体等監査結果報告書

令和8年2月

新宿区監査委員

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定に基づき、令和 7 年度財政援助団体等監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 17 日

新宿区監査委員	國 井	政 利
同	平 井	光 雄
同	石 黒	清 子
同	野もと	あきとし

目 次

I 監査の概要

第1 監査の種類及び目的	1
第2 監査の対象	1
第3 監査の日程	1
第4 監査の主な着眼点	2
第5 監査の実施方法	2
別表1 監査実施団体及び所管部局	5
別表2 実地監査日程	6

II 監査の結果

第1 団体別監査結果	7
1 不動産信託の受託者	7
みずほ信託銀行株式会社	7
2 補助金等交付団体	9
(1) 学校法人早稲田大学	9
(2) 公益社団法人新宿区シルバー人材センター	10
(3) 社会福祉法人大和会	12
(4) 株式会社アイグラン	14
(5) 株式会社テノ、コーポレーション	17
(6) 社会福祉法人ChaCha Children&Co.	21
(7) 西新宿五丁目中央南地区市街地再開発組合	24
(8) 宗教法人日本基督教団目白教会	26
3 補助金等交付団体及び出資団体	29
公益財団法人新宿未来創造財団	29
4 補助金等交付団体及び指定管理者	31
(1) 四谷地域センター運営委員会	31
(2) 社会福祉法人新宿区障害者福祉協会	33
5 指定管理者	37
(1) 落合第一地域センター管理運営委員会	37
(2) 東急スポーツシステム株式会社	39
(3) 株式会社マミー・インターナショナル	41
(4) 信州リゾートサービス株式会社	43
(5) テルウェル東日本株式会社	45
第2 まとめ	47

I 監査の概要

I 監査の概要

第1 監査の種類及び目的

地方自治法（以下「法」という。）第199条第2項及び第7項の規定並びに新宿区監査基準（令和2年監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。）並びに令和7年度監査基本計画に基づく財政援助団体等監査である。

監査基準第3条第1項第3号に準拠し、法第199条第7項に規定する財政的援助を与えているもの、出資しているもの、借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、受益権を有する信託の受託者及び公の施設の管理を行わせているものの当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかについて、監査を実施した。

財政援助団体等監査と併せて、法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかなどについての随時監査を実施した。

なお、本報告書は、監査基準第16条に準拠し、作成したものである。

第2 監査の対象

次に掲げる団体のうち、別表1に掲げる17団体を選定した。なお、各団体の所管部局は、同表のとおりである。

- 1 補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）を与えている団体をいう。以下同じ。）
- 2 出資団体（資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体をいう。以下同じ。）
- 3 不動産信託の受託者
- 4 公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）

第3 監査の日程

令和7年9月9日（火）から令和8年1月26日（月）まで

第4 監査の主な着眼点

1 補助金等交付団体

(1) 団体

ア 補助金等に係る事業は、計画及び交付条件に沿って適正かつ効果的に行われているか。

イ 補助金等に係る収支の事務処理は、適正に行われているか。

(2) 所管部局

ア 補助金等に係る事業の効果及び履行の確認は、適切に行われているか。

イ 補助金等交付団体への指導監督は、適切に行われているか。

2 出資団体

(1) 団体

ア 出資団体の事業等は、出資の目的に沿って適正かつ効果的に運営されているか。

イ 会計経理及び財産管理は、適正に行われているか。

(2) 所管部局

出資団体への指導監督は、適切に行われているか。

3 不動産信託の受託者

(1) 団体

信託財産は、信託の目的に沿って適正に管理されているか。

(2) 所管部局

不動産信託の受託者への指導監督は、適切に行われているか。

4 指定管理者

(1) 団体

ア 公の施設の管理は、協定に基づき適正かつ効率的に行われているか。

イ 管理業務に係る事務処理は、適正に行われているか。

(2) 所管部局

ア 指定管理者制度を導入した目的、趣旨が達成されているか。

イ 指定管理者への指導監督は、適切に行われているか。

上記のほか、令和6年度行政監査の着眼点及び監査の結果に基づく監査を行った。

第5 監査の実施方法

監査委員は、事務局職員の復命を受け、別表2のとおり実地監査を行った。事務局職員は、各団体等から提出された監査資料、関係書類等を調査すると

ともに、実地監査を行った。

1 補助金等交付団体

(1) 団体

補助金等交付団体の概要、定款、令和6年度決算書、令和6年度事業報告書及び実績報告書等の関係書類の提出を事前に求め、補助金等の執行状況及びその補助事業等の運営状況について、会計帳簿や証拠書類との突合を行い、併せて関係者からの説明を聴取し質疑を行った。

(2) 所管部局

事前に提出された補助金等交付申請、交付決定等に係る関係書類及び補助金等交付要綱を基に、補助金等交付団体の関係書類との突合を行い、併せて関係職員から説明を聴取し質疑を行った。

2 出資団体

(1) 団体

出資団体の概要、定款、令和6年度決算書及び令和6年度事業報告書並びにコンプライアンス、公益通報者保護及び事案決定に関する規程等の関係書類の提出を事前に求め、出資団体の運営状況及び内部統制体制を確認するとともに、特定費用準備資金等取扱規程に基づく各積立資産の運用状況について、関係者からの説明を聴取し質疑を行った。

(2) 所管部局

事前に提出された決算書等の関係書類を基に、所管部局として出資団体が出資目的に沿って適切に運営しているか等を的確に把握し、必要な指導監督を行っているかについて、関係職員から説明を聴取し質疑を行った。

3 不動産信託の受託者

(1) 団体

不動産信託の受託者の概要、定款、土地信託契約書、収支報告書等の関係書類の提出を事前に求め、契約書に基づいた信託不動産の管理・運用に係る内容及びその事務処理について、会計帳簿や証拠書類との突合を行い、併せて関係者からの説明を聴取し質疑を行った。

(2) 所管部局

事前に提出された報告書等の関係書類を基に、不動産信託の受託者の関係書類との突合を行い、併せて関係職員から説明を聴取し質疑を行った。

4 指定管理者

(1) 団体

指定管理者の概要、定款、基本協定書、令和6年度協定書、令和6年度決算書、令和6年度事業報告書及び実績報告書等の関係書類の提出を事前に求め、協定書に基づいた管理業務内容及びその事務処理について、会計帳簿や

証拠書類との突合を行い、併せて関係者からの説明を聴取し質疑を行った。

(2) 所管部局

事前に提出された協定書に定める各種報告書、事業評価結果等の関係書類を基に、指定管理者の関係書類との突合を行い、併せて関係職員から説明を聴取し質疑を行った。

参考 監査の結果、指摘すべき事項が見られた場合は、その区分を次のとおり掲載している。

指摘事項の 区分	報告書への監査の結果の表記 ()内は、指摘事項に基づき求められる所管部局の対応等
文書指導 (※今回該当なし)	「文書指導」により改善を求めた旨を掲載 (所管部局は、交付された文書により指摘された事項に対し、改善の取組経過等を監査委員に随時報告)
是正指摘 (※今回該当なし)	「是正指摘」により改善を求めた旨とともに、個別・具体的な指摘事項の概要を掲載 (区長、行政委員会等は、所管部局に対して交付された文書及び報告書の記載により指摘された事項に対し、講じた措置の内容を監査委員に書面で通知)
勸告 (※今回該当なし)	「勸告」により改善を求めた旨とともに、個別・具体的な勸告の内容(指摘事項と講ずべき措置等)を掲載 (区長、行政委員会等は、所管部局に対して交付された文書及び報告書の記載により勸告された事項に対し、講じた措置の内容を監査委員に書面で通知)

別表1 監査実施団体及び所管部局

No.	団体名	区分				監査対象所管部局
		補助金	出資	信託	指定管理	
1	学校法人早稲田大学	○				総務部 総務課
2	みずほ信託銀行株式会社			○		総務部 契約管財課
3	四谷地域センター運営委員会	○			○	地域振興部 四谷特別出張所
4	落合第一地域センター管理運営委員会				○	地域振興部 落合第一特別出張所
5	公益財団法人新宿未来創造財団	○	○		*	地域振興部 生涯学習スポーツ課
6	東急スポーツシステム株式会社				○	地域振興部 生涯学習スポーツ課
7	公益社団法人新宿区シルバー人材センター	○				福祉部 地域福祉課
8	社会福祉法人新宿区障害者福祉協会	○			○	福祉部 障害者福祉課
9	株式会社マミー・インターナショナル				○	福祉部 地域包括ケア推進課
10	社会福祉法人大和会	○				福祉部 介護保険課
11	株式会社アイグラン	○				子ども家庭部 保育指導課
12	株式会社テノ. コーポレーション	○				子ども家庭部 保育指導課
13	社会福祉法人 Ch a C h a C h i l d r e n & C o .	○				子ども家庭部 保育指導課
14	西新宿五丁目中央南地区市街地再開発組合	○				都市計画部 防災都市づくり課
15	信州リゾートサービス株式会社				○	教育委員会事務局 教育支援課
16	宗教法人日本基督教団目白教会	○				教育委員会事務局 学校運営課
17	テルウェル東日本株式会社				○	教育委員会 中央図書館

○…今年度監査対象

*…今年度監査対象外

別表2 実地監査日程

実施年月日	団体名
令和7年 10月 1日 (水) 11月 4日 (火) *	四谷地域センター運営委員会
10月 2日 (木) 10月 29日 (水) *	みずほ信託銀行株式会社
10月 3日 (金) 11月 20日 (木) *	社会福祉法人新宿区障害者福祉協会
10月 6日 (月) 10月 31日 (金) *	テルウェル東日本株式会社
10月 7日 (火) 11月 20日 (木) *	公益財団法人新宿未来創造財団
10月 10日 (金) 10月 29日 (水) *	公益社団法人新宿区シルバー人材センター
10月 14日 (火) 11月 4日 (火) *	東急スポーツシステム株式会社
10月 15日 (水) 11月 7日 (金) *	株式会社マミー・インターナショナル
10月 16日 (木) 11月 7日 (金) *	株式会社アイグラン
11月 5日 (水)	落合第一地域センター管理運営委員会
11月 11日 (火)	社会福祉法人大和会
11月 13日 (木) 11月 14日 (金) *	信州リゾートサービス株式会社
11月 13日 (木)	株式会社テノ. コーポレーション
11月 18日 (火)	社会福祉法人ChaCha Children&Co.
11月 19日 (水)	西新宿五丁目中央南地区市街地再開発組合
11月 25日 (火)	学校法人早稲田大学
11月 26日 (水)	宗教法人日本基督教団目白教会

実施年月日の*印は監査委員による実地監査

Ⅱ 監査の結果

Ⅱ 監査の結果

第 1 団体別監査結果

団体別の監査結果は、次のとおりである。

みずほ信託銀行株式会社

《不動産信託の受託者》

第 1 監査対象の概要

1 事業概要等

(1) 事業の概要

ア 信託土地

新宿区西新宿一丁目 23 番 3 (淀橋第二小学校跡地)

面積 3,859.62 m²

イ 信託年月日

平成 13 年 1 月 12 日

ウ 信託の目的

法第 238 条の 5 第 2 項の規定に基づき、信託土地の上に建物（以下「信託建物」という。）を信託財産として建築し、これを賃貸することを目的として信託土地及び信託建物を管理・運用する。

エ 信託期間

平成 13 年 1 月 12 日から信託建物の竣工引渡し日までの期間及び竣工引渡し日の翌日から 30 年間（令和 15 年 6 月 30 日まで）

(2) 不動産の信託を受託している団体

みずほ信託銀行株式会社（以下「法人」という。）

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人を受託者として、淀橋第二小学校跡地の土地信託を行っており、信託配当収入を受けている。

ア 建物の用途

事務所、店舗、駐車場

イ 建物の規模等

規 模：地上 18 階、地下 2 階、塔屋 1 階

延べ面積：44,542.81 m²

- 構 造：鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造
- (2) 主な事業実績
- 令和 7 年 3 月 31 日現在の入居率 100%
- 令和 6 年度の区への配当金 827,826,061 円

第 2 監査の結果

信託財産の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかった。
所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

学校法人早稲田大学

《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

学校法人早稲田大学（以下「法人」という。）は、明治41年5月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 教育・研究施設の設置及び管理・運営

イ 社会貢献に資する教育・研究活動の提供

ウ 教育・研究活動を円滑に進めていくための人材育成と研究事業

エ 地域連携や社会貢献に関する取組の実施

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、令和6年度に22,715,000円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
ふるさと新宿区わがまち 応援寄附金による団体への 支援金	22,715,000円	寄附の指定を受けた団体に対して 支援を行うため

イ 根拠法令等

ふるさと新宿区わがまち応援寄附金による団体への支援金交付要綱（令和3年4月1日2新総総総第3438号）

ウ 主な事業実績

- ・国際文学館（村上春樹ライブラリー）の運営
- ・各種公開講座の運営
- ・その他教育研究活動

第2 監査の結果

補助金に係る事業について、特に指摘すべき事項は認められなかった。
所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

	6年度			5年度		
	入会者	退会者	年度末	入会者	退会者	年度末
男	132人	126人	1,005人	120人	114人	999人
女	118人	101人	721人	90人	110人	704人
計	250人	227人	1,726人	210人	224人	1,703人

- ・資質の向上（会員研修等） 実施回数 108回
参加者数 678人

(ウ) 就業機会の拡大

- ・就業実績（請負）

	6年度	5年度	増減率
年度末会員数	1,726人	1,703人	1.4% 増
就業実人員	1,160人	1,164人	0.3% 減
就業率	67.2%	68.3%	1.1% 減

- ・就業相談等 参加者数 851人
- ・事業実績 受託事業 10,474件
- ・適正就業の促進

(エ) 会員の安全確保と健康管理の推進

- ・安全就業活動 106回 参加者数 449人
- ・安全就業パトロール 36件
- ・熱中症予防対策
- ・転倒予防対策
- ・シルバー保険

(オ) 会員活動の活発化

- ・会員相互の交流（交流のひろば）
- ・ボランティア等への参加 535人
- ・令和6年度ここからまつり 来場者数 約3,700人

第2 監査の結果

補助金に係る事業について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

社会福祉法人大和会

《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

社会福祉法人大和会（以下「法人」という。）は、昭和40年1月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 特別養護老人ホーム、軽費老人ホームの経営
- イ 保育所の経営
- ウ 老人デイサービスセンターの経営
- エ 老人短期入所事業の経営
- オ 老人居宅介護等事業の経営
- カ 放課後児童健全育成事業の経営

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、令和6年度に20,738,000円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区医療介護支援補助金①	17,498,000円	医療処置を必要とする区民が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境の整備を図るため
新宿区介護・障害福祉サービス等事業者物価高騰緊急対応補助金②	3,240,000円	食費等の物価高騰により生じる介護・障害福祉サービス等事業所の負担を軽減し、介護・障害福祉サービス等の質の維持を図るため
合計金額	20,738,000円	

イ 根拠法令等

(ア) 新宿区医療介護支援補助金交付要綱（平成19年3月30日18新健高サ第3895号）〔前記①〕

(イ) 令和6年度新宿区介護・障害福祉サービス等事業者における物価高騰緊急対応補助金交付要綱（令和6年12月27日6新福介推第1350号）〔前記②〕

ウ 主な事業実績

(ア) 医療介護支援補助事業〔前記①〕

- ・新宿和光園（入所定員 84床） 補助金額 17,498,000円

介護職員及び看護職員総数（常勤換算後） 44.8人

うち 介護職 38.1人

看護職 6.7人

医療処置受入者数 月平均 16.4人（19.5%）

（イ）介護・障害福祉サービス等事業者物価高騰緊急対応補助事業〔前記②〕

・新宿和光園 補助金額 3,240,000円

第2 監査の結果

補助金に係る事業について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課について、特に指摘すべき事項は認められなかった。

株式会社アイグラン

《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

株式会社アイグラン（以下「法人」という。）は、昭和62年12月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 学童保育、保育園、保育室等の保育施設の運営及びノウハウの提供、指導並びに業務委託
- イ ベビーシッターの請負並びにこれに関するノウハウの販売、経営指導及び業務委託
- ウ 保育士教育事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、令和6年度に34,515,278円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区保育従事職員宿舍 借り上げ支援事業補助金①	15,097,000円	保育人材の確保及び離職防止を図るため
新宿区保育士等 キャリアアップ補助金②	11,769,000円	保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに向けた取組を促進し、保育サービスの質の向上を図るため
新宿区保育サービス 推進事業補助金③	4,743,790円	地域の実情に応じた保育サービスの提供を推進し、保育サービスの質の向上を図るため
新宿区保育所等食材料費等 価格高騰対応補助金④	2,236,680円	教育・保育施設等の原材料や食材料の調達に係る費用の価格高騰により生じる負担を軽減し、保育の質の維持を図るため
新宿区保育所等光熱費等 価格高騰対応補助金⑤	668,808円	教育・保育施設等の光熱費等に係る費用の価格高騰により生じる負担を軽減し、事業の維持及び継続を図るため
合計金額	34,515,278円	

イ 根拠法令等

- (ア) 令和6年度新宿区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業実施要綱（令和6年4月1日6新子指給第26号）〔前記①〕
- (イ) 新宿区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱（平成27年10月14日27新子保運第2850号）〔前記②〕
- (ウ) 新宿区保育サービス推進事業実施要綱（平成27年10月14日27新子保運第2851号）〔前記③〕
- (エ) 令和6年度新宿区保育所等食材料費等価格高騰対応補助金交付要綱（令和6年4月1日6新子指給第37号）〔前記④〕
- (オ) 令和6年度保育所等光熱費等価格高騰対応補助金交付要綱（令和6年4月1日6新子指給第22号）〔前記⑤〕

ウ 主な事業実績

- (ア) 保育従事職員宿舍借り上げ支援事業〔前記①〕

園名	補助金額	補助対象者数
アイグラン保育園落合	11,486,000円	14人
アイグラン保育園西新宿	3,611,000円	5人

- (イ) 保育士等キャリアアップ補助事業〔前記②〕

園名	補助金額	賃金改善実施人数
アイグラン保育園落合	8,419,000円	延べ249人
アイグラン保育園西新宿	3,350,000円	延べ131人

- (ウ) 保育サービス推進事業〔前記③〕

- ・アイグラン保育園落合 補助金額 3,344,820円
 - 零歳児保育 延べ110人
 - 延長保育事業（2時間・3時間延長）延べ28人
 - 一時預かり事業・定期利用保育事業（4時間以上）延べ82人
 - 障害児保育（その他／知的）延べ2人
 - 保育所等体験 6回・延べ22人
 - 福祉サービス第三者評価受審
- ・アイグラン保育園西新宿 補助金額 1,398,970円
 - 延長保育事業（2時間・3時間延長）延べ3人
 - 一時預かり事業・定期利用保育事業（4時間未満）1人
 - 一時預かり事業・定期利用保育事業（4時間以上）延べ29人
 - 外国人児童受入れ 延べ9人
 - 保育所等体験 13回・延べ50人
 - 福祉サービス第三者評価受審

- (エ) 保育所等食材料費等価格高騰対応補助事業〔前記④〕

園名	補助金額	対象園児数
アイグラン保育園落合	1,660,533円	延べ2,006人
アイグラン保育園西新宿	576,147円	延べ1,106人

(オ) 保育所等光熱費等価格高騰対応補助事業 [前記⑤]

園名	補助金額	開所日数
アイグラン保育園落合	486,432 円	293 日
アイグラン保育園西新宿	182,376 円	293 日

第2 監査の結果

補助金に係る事業について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

株式会社テノ．コーポレーション
《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

株式会社テノ．コーポレーション（以下「法人」という。）は、平成11年7月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 保育施設経営並びに企画・運営
- イ 認可保育施設経営及び一時預かり事業の経営並びに企画・運営
- ウ ベビーシッターの請負サービス
- エ 有料職業紹介事業
- オ 介護保険法に基づく居宅サービス事業及び第1号事業
- カ 結婚仲介業、結婚紹介業、結婚相談所の経営

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、令和6年度に133,527,831円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区保育従事職員宿舍 借り上げ支援事業補助金①	53,628,000円	保育人材の確保及び離職防止を図るため
新宿区保育士等 キャリアアップ補助金②	44,612,000円	保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに向けた取組を促進し、保育サービスの質の向上を図るため
新宿区保育サービス 推進事業補助金③	24,300,000円	地域の実情に応じた保育サービスの提供を推進し、保育サービスの質の向上を図るため
新宿区保育所等食材料費等 価格高騰対応補助金④	8,161,711円	教育・保育施設等の原材料や食材料の調達に係る費用の価格高騰により生じる負担を軽減し、保育の質の維持を図るため
新宿区保育所等光熱費等 価格高騰対応補助金⑤	2,826,120円	教育・保育施設等の光熱費等に係る費用の価格高騰により生じる負担を軽減し、事業の維持及び継続を図るため
合計金額	133,527,831円	

イ 根拠法令等

- (ア) 令和6年度新宿区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業実施要綱（令和6年4月1日6新子指給第26号）〔前記①〕
- (イ) 新宿区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱（平成27年10月14日27新子保運第2850号）〔前記②〕
- (ウ) 新宿区保育サービス推進事業実施要綱（平成27年10月14日27新子保運第2851号）〔前記③〕
- (エ) 令和6年度新宿区保育所等食材料費等価格高騰対応補助金交付要綱（令和6年4月1日6新子指給第37号）〔前記④〕
- (オ) 令和6年度保育所等光熱費等価格高騰対応補助金交付要綱（令和6年4月1日6新子指給第22号）〔前記⑤〕

ウ 主な事業実績

- (ア) 保育従事職員宿舍借り上げ支援事業〔前記①〕

園名	補助金額	補助対象者数
ほっぺるランド神楽坂	9,725,000円	12人
ほっぺるランド牛込	10,545,000円	13人
ほっぺるランド新大久保	7,502,000円	10人
ほっぺるランド北新宿	6,001,000円	9人
ほっぺるランド早稲田鶴巻町	10,211,000円	14人
ほっぺるランド上落合	9,644,000円	14人

- (イ) 保育士等キャリアアップ補助事業〔前記②〕

園名	補助金額	賃金改善実施人数
ほっぺるランド神楽坂	8,862,000円	延べ321人
ほっぺるランド牛込	12,277,000円	延べ351人
ほっぺるランド新大久保	4,699,000円	延べ229人
ほっぺるランド北新宿	4,038,000円	延べ181人
ほっぺるランド早稲田鶴巻町	8,051,000円	延べ314人
ほっぺるランド上落合	6,685,000円	延べ260人

- (ウ) 保育サービス推進事業〔前記③〕

- ・ほっぺるランド神楽坂 補助金額 3,876,280円
 - 零歳児保育 延べ86人
 - 延長保育事業（2時間・3時間延長）延べ30人
 - 障害児保育（知的）延べ12人
 - アレルギー児対応 延べ32人
 - 小中高生の育児体験受入れ 16日
 - 福祉サービス第三者評価受審
- ・ほっぺるランド牛込 補助金額 4,757,150円
 - 零歳児保育 延べ143人
 - 一時預かり事業・定期利用保育事業（4時間以上）延べ23人

アレルギー児対応	延べ 34 人
小中高生の育児体験受入れ	12 日
保育所等体験	9 回・延べ 20 人
出産を迎える親の体験学習	7 回・延べ 9 人
福祉サービス第三者評価受審	
・ほっぺるランド新大久保 補助金額	4,113,620 円
零歳児保育	延べ 66 人
延長保育事業（2 時間・3 時間延長）	延べ 8 人
一時預かり事業・定期利用保育事業（4 時間以上）	延べ 33 人
アレルギー児対応	延べ 4 人
育児困難家庭への支援	延べ 5 人
外国人児童受入れ	延べ 175 人
小中高生の育児体験受入れ	14 日
保育所等体験	11 回・延べ 23 人
・ほっぺるランド北新宿 補助金額	2,902,400 円
一時預かり事業・定期利用保育事業（4 時間以上）	延べ 20 人
アレルギー児対応	延べ 12 人
育児困難家庭への支援	延べ 24 人
外国人児童受入れ	延べ 140 人
小中高生の育児体験受入れ	12 日
・ほっぺるランド早稲田鶴巻町 補助金額	3,866,750 円
零歳児保育	延べ 91 人
一時預かり事業・定期利用保育事業（4 時間未満）	延べ 2 人
一時預かり事業・定期利用保育事業（4 時間以上）	延べ 60 人
障害児保育（知的）	延べ 11 人
アレルギー児対応	延べ 5 人
外国人児童受入れ	延べ 27 人
保育所等体験	14 回・延べ 41 人
出産を迎える親の体験学習	9 回・延べ 16 人
福祉サービス第三者評価受審	
・ほっぺるランド上落合 補助金額	4,783,800 円
零歳児保育	延べ 92 人
一時預かり事業・定期利用保育事業（4 時間未満）	延べ 16 人
一時預かり事業・定期利用保育事業（4 時間以上）	延べ 89 人
障害児保育（知的）	延べ 21 人
アレルギー児対応	延べ 12 人
育児困難家庭への支援	延べ 62 人
外国人児童受入れ	延べ 33 人

(エ) 保育所等食材料費等価格高騰対応補助事業 [前記④]

園名	補助金額	対象園児数
ほっぺるランド神楽坂	2,111,225 円	延べ 2,473 人
ほっぺるランド牛込	2,475,702 円	延べ 1,456 人
ほっぺるランド新大久保	542,138 円	延べ 492 人
ほっぺるランド北新宿	765,716 円	延べ 638 人
ほっぺるランド早稲田鶴巻町	922,772 円	延べ 843 人
ほっぺるランド上落合	1,344,158 円	延べ 1,141 人

(オ) 保育所等光熱費等価格高騰対応補助事業 [前記⑤]

園名	補助金額	開所日数
ほっぺるランド神楽坂	759,540 円	293 日
ほっぺるランド牛込	517,968 円	293 日
ほっぺるランド新大久保	385,440 円	293 日
ほっぺるランド北新宿	405,432 円	293 日
ほっぺるランド早稲田鶴巻町	356,148 円	293 日
ほっぺるランド上落合	401,592 円	293 日

第2 監査の結果

補助金に係る事業について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

社会福祉法人ChaCha Children&Co.

《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

社会福祉法人ChaCha Children&Co.（以下「法人」という。）は、平成9年4月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 保育所の経営

イ 幼保連携型認定こども園の経営

ウ 地域子育て支援拠点事業の経営

エ 一時預かり事業の経営

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、令和6年度に33,333,227円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区保育士等 キャリアアップ補助金①	13,523,000円	保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに向けた取組を促進し、保育サービスの質の向上を図るため
新宿区保育サービス 推進事業補助金②	14,688,140円	地域の実情に応じた保育サービスの提供を推進し、保育サービスの質の向上を図るため
新宿区保育所等食材料費等 価格高騰対応補助金③	3,271,687円	教育・保育施設等の原材料や食材料の調達に係る費用の価格高騰により生じる負担を軽減し、保育の質の維持を図るため
新宿区保育所等光熱費等 価格高騰対応補助金④	757,800円	教育・保育施設等の光熱費等に係る費用の価格高騰により生じる負担を軽減し、事業の維持及び継続を図るため
新宿区保育士等処遇改善 臨時特例事業補助金⑤	292,600円	定期利用保育事業、一時保育事業及び病児保育事業を実施する施設で働く職員の処遇改善を図るため

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区在宅子育て家庭への相談支援事業補助金⑥	800,000 円	育児相談の場を設け、保育所等を利用していない在宅子育て家庭のうち、孤独・孤立に陥る可能性がある保護者の育児不安を軽減するため
合計金額	33,333,227 円	

イ 根拠法令等

- (ア) 新宿区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱（平成 27 年 10 月 14 日 27 新子保運第 2850 号）〔前記①〕
- (イ) 新宿区保育サービス推進事業実施要綱（平成 27 年 10 月 14 日 27 新子保運第 2851 号）〔前記②〕
- (ウ) 令和 6 年度新宿区保育所等食材料費等価格高騰対応補助金交付要綱（令和 6 年 4 月 1 日 6 新子指給第 37 号）〔前記③〕
- (エ) 令和 6 年度保育所等光熱費等価格高騰対応補助金交付要綱（令和 6 年 4 月 1 日 6 新子指給第 22 号）〔前記④〕
- (オ) 令和 6 年度新宿区保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱（令和 6 年 4 月 1 日 6 新子指給第 20 号）〔前記⑤〕
- (カ) 令和 6 年度新宿区在宅子育て家庭への相談支援事業補助金交付要綱（令和 6 年 4 月 1 日 6 新子指給第 11 号）〔前記⑥〕

ウ 主な事業実績

- (ア) 保育士等キャリアアップ補助事業〔前記①〕

園 名	補助金額	賃金改善実施人数
ChaCha Children Higashitoyama	13,523,000 円	延べ 445 人

- (イ) 保育サービス推進事業〔前記②〕

・ ChaCha Children Higashitoyama	補助金額	14,688,140 円
零歳児保育		延べ 126 人
延長保育事業（零歳児）		延べ 17 人
延長保育事業（2 時間・3 時間延長）		延べ 67 人
一時預かり事業・定期利用保育事業（4 時間未満）		延べ 121 人
一時預かり事業・定期利用保育事業（4 時間以上）		延べ 747 人
障害児保育（特児対象）		延べ 11 人
障害児保育（その他／知的）		延べ 42 人
アレルギー児対応		延べ 84 人
育児困難家庭への支援		延べ 50 人
外国人児童受入れ		延べ 36 人
小中高生の育児体験受入れ		12 日
保育所等体験		5 回・延べ 37 人
出産を迎える親の体験学習		1 回・6 人
保育拠点活動支援（基本分）		8 人
保育拠点活動支援（加算分）		6 人

すくわくプログラム推進事業

(ウ) 保育所等食材料費等価格高騰対応補助事業 [前記③]

園名	補助金額	対象園児数
ChaCha Children Higashitoyama	3,271,687 円	延べ 10,683 人

(エ) 保育所等光熱費等価格高騰対応補助事業 [前記④]

園名	補助金額	開所日数
ChaCha Children Higashitoyama	757,800 円	293 日

(オ) 保育士等処遇改善臨時特例事業 [前記⑤]

園名	補助金額	賃金改善実施人数
ChaCha Children Higashitoyama	292,600 円	5 人

(カ) 在宅子育て家庭への相談支援事業 [前記⑥]

- ・ ChaCha Children Higashitoyama 補助金額 800,000 円
- 育児相談の場における相談支援 70 回
- 子育てに関する有用な情報の発信回数 10 回

第2 監査の結果

補助金に係る事業について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

西新宿五丁目中央南地区市街地再開発組合

《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

西新宿五丁目中央南地区市街地再開発組合（以下「組合」という。）は、都市再開発法（昭和44年法律第38号）の規定に基づき、令和元年7月に東京都知事の認可を受け、設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 施設建築物及び施設建築敷地の整備に関する事業
- イ 公共施設の整備に関する事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、組合に対し、令和6年度に376,500,000円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区市街地再開発事業補助金①	120,000,000円	区のまちづくり施策に資する市街地再開発事業の推進を図るため
新宿区防災・省エネまちづくり緊急促進事業（地域活性化タイプ）補助金②	256,500,000円	建設工事費の高騰の影響を受けた事業を支援し、地権者の生活再建に支障を来たさないよう事業の緊急的な促進を図るため
合計金額	376,500,000円	

イ 根拠法令等

(ア) 新宿区市街地再開発事業補助要綱（平成10年3月10日9新都ま一第332号）〔前記①〕

(イ) 新宿区防災・省エネまちづくり緊急促進事業（地域活性化タイプ）補助金交付要綱（令和5年9月8日5新都防第689号）〔前記②〕

ウ 主な事業実績〔前記①②〕

- ・西新宿五丁目中央南地区第一種市街地再開発事業
 - ・事業施行期間(予定) 令和元年7月4日から令和8年3月31日まで
 - ・建築工事期間 令和4年1月から令和6年11月まで
 - ・総事業費(税込) 30,927,000,000円

・ 施行地区の面積	約 0.8 ha
・ 敷地面積	約 5,922 m ²
・ 延べ面積	約 54,016 m ²
・ 構造鉄筋	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
・ 規模	地上 40 階、地下 1 階
・ 用途	住宅、商業、業務、保育所等

第 2 監査の結果

補助金に係る事業について、特に指摘すべき事項は認められなかった。
 所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

宗教法人日本基督教団目白教会

《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

宗教法人日本基督教団目白教会（以下「法人」という。）は、昭和28年5月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 目白平和幼稚園の経営

イ 公益事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、令和6年度に15,172,074円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区私立幼稚園預かり保育推進補助金①	1,560,000円	私立幼稚園の経営安定化を図るとともに、子育て支援事業の充実を推進するため
新宿区私立幼稚園園児健康管理補助金②	895,310円	私立幼稚園における健康管理・保健衛生対策の向上を促し、適切な環境を維持するため
新宿区私立幼稚園幼児教育推進補助金③	6,500,000円	私立幼稚園において特色ある教育活動の推進を図るため
新宿区私立幼稚園安全安心補助金④	1,354,600円	私立幼稚園における緊急時や防犯への対応及び園児等の安全確保を図るため
新宿区私立幼稚園食材料費及び光熱費等価格高騰緊急対応補助金⑤	1,362,164円	食材料費及び光熱費等の価格高騰により生じる私立幼稚園の負担を軽減し、幼児教育の質の維持を図るため
新宿区私立幼稚園特別支援教育推進補助金⑥	3,500,000円	私立幼稚園における特別な支援を要する園児への対応及び教育・保育の充実を図るため
合計金額	15,172,074円	

イ 根拠法令等

- (ア) 新宿区私立幼稚園預かり保育推進補助金交付要綱（平成 23 年 2 月 1 日 22 新教学幼第 1873 号）〔前記①〕
- (イ) 新宿区私立幼稚園園児健康管理補助金交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日 28 新教学幼第 150 号）〔前記②〕
- (ウ) 新宿区私立幼稚園幼児教育推進補助金交付要綱（令和 2 年 4 月 1 日 2 新教学幼第 15 号）〔前記③〕
- (エ) 新宿区私立幼稚園安全安心補助金交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日 28 新教学幼第 145 号）〔前記④〕
- (オ) 新宿区私立幼稚園における食材料費及び光熱費等価格高騰緊急対応補助金交付要綱（令和 4 年 6 月 16 日 4 新教学幼第 454 号）〔前記⑤〕
- (カ) 新宿区私立幼稚園特別支援教育推進補助金交付要綱（令和 2 年 4 月 1 日 2 新教学幼第 16 号）〔前記⑥〕

ウ 主な事業実績

- (ア) 私立幼稚園預かり保育推進事業〔前記①〕
 - ・ 目白平和幼稚園 補助金額 1,560,000 円
 - 通常期 実施日数 22 日／月 平均園児数 21 人／日
 - 春季休業日 実施日数 13 日 平均園児数 14 人／日
 - 夏季休業日 実施日数 25 日 平均園児数 17 人／日
 - 冬季休業日 実施日数 8 日 平均園児数 17 人／日
- (イ) 私立幼稚園園児健康事業〔前記②〕
 - ・ 目白平和幼稚園 補助金額 895,310 円
 - 対象園児数 78 人
- (ウ) 私立幼稚園幼児教育推進事業〔前記③〕
 - ・ 目白平和幼稚園 補助金額 6,500,000 円
 - 対象学級数 6 学級
- (エ) 私立幼稚園安全安心事業〔前記④〕
 - ・ 目白平和幼稚園 補助金額 1,354,600 円
 - 遊具の更新及び保育室の改修等
- (オ) 私立幼稚園食材料費及び光熱費等価格高騰緊急対応補助事業〔前記⑤〕
 - ・ 目白平和幼稚園
 - 食材料費 補助金額 784,775 円
 - 光熱費等 補助金額 577,389 円
- (カ) 私立幼稚園特別支援教育推進補助事業〔前記⑥〕
 - ・ 目白平和幼稚園 補助金額 3,500,000 円
 - 対象児童数 4 人

第2 監査の結果

補助金に係る事業について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

公益財団法人新宿未来創造財団

《補助金等交付団体・出資団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

公益財団法人新宿未来創造財団（以下「法人」という。）は、平成22年4月に公益認定を受けた。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 地域の歴史の記録保存及び普及啓発
- イ 文化芸術の振興と地域の文化活動を通じた豊かな心の育成
- ウ スポーツの振興と地域のスポーツ活動を通じた健全な心身の育成
- エ 次代を担う児童や青少年の育成
- オ 国際相互理解の促進
- カ 地域の魅力の内外への発信
- キ 地域社会の健全な発展の促進
- ク 区から受託する施設の管理運営に関する事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人設立に際し、基本財産として5億円を出えんしている。

また、区は、法人に対し、令和6年度に619,212,242円を補助金として、1,135,254,220円を指定管理料として支出している。

なお、今回は、補助金及び出資を監査対象とする。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
公益財団法人新宿未来創造財団補助金	619,212,242円	法人に対して助成を行うことにより、区の健全な発展及び住民の福祉向上に寄与するため

イ 根拠法令等

新宿区一般財団法人に対する助成等に関する条例（昭和62年新宿区条例第16号）

ウ 主な事業実績

(ア) 地域の歴史の記録保存及び普及啓発

- ・ 展示会の開催 来場者数 18,383人

(イ) 文化芸術の振興と地域の文化活動を通じた豊かな心の育成

- ・ 舞台芸術鑑賞機会の提供 来場者数 4,657人

- (ウ) スポーツの振興と地域のスポーツ活動を通じた健全な心身の育成
 - ・新宿シティハーフマラソン・区民健康マラソン
参加者数 13,093 人
- (エ) 地域の魅力の内外への発信
 - ・友好都市等との交流事業 参加者数 42 人
- (オ) 地域社会の健全な発展の促進
 - ・新宿青年教室 参加者数 延べ 839 人

第2 監査の結果

補助金及び出資に係る事業について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、補助金に係る事業については、口頭で改善を求めた事項があった。
所管課について、特に指摘すべき事項は認められなかった。

四谷地域センター運営委員会
《補助金等交付団体・指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

四谷地域センター運営委員会（以下「団体」という。）は、平成7年6月に設立された任意団体である。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 四谷地域センターの管理運営

イ コミュニティの形成を促進するために必要な事業

ウ その他団体の目的を達成するために必要な事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、団体に対し、令和6年度に200,000円を補助金として、31,844,948円を指定管理料として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区 地域コミュニティ事業 助成金	200,000円	区民が主体となる地域活動団体が自主的に 行う地域課題への取組に対して支援を行い、地 域コミュニティの活性化を図るため

イ 根拠法令等

新宿区地域コミュニティへの支援等に関する要綱（令和3年2月10日2
新地地コ第481号）

ウ 主な事業実績

- ・親子日帰りバスツアー「日本科学未来館と東京都水の科学館に行こう！」

実施日 12月14日 参加者数 32人

- ・子ども体験プログラム「みんないっしょに名探偵あそび！」

実施日 11月9日 参加者数 43人

(3) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立 四谷地域 センター	31,844,948円	－（※）	31,261,481円	令和6年4月1日 ） 令和9年3月31日

※地域センターは利用料金制を導入しておらず、施設使用料については区の歳入とし、徴収事務を指定管理者に委託している。

イ 根拠法令等

新宿区立地域センター条例（平成 17 年新宿区条例第 35 号）

ウ 主な管理業務の内容

- （ア）四谷地域センターの利用に係る受付及び貸出しに関する業務
- （イ）四谷地域センター内の清潔の保持、整頓その他環境の整備に関する業務
- （ウ）四谷地域センターの施設等の維持管理に関する業務
- （エ）四谷地域センターの団体登録、利用の承認、変更、取消し及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務

エ 主な事業実績

（ア）施設の利用

- ・登録団体数 151 団体（令和 7 年 3 月 31 日現在）
- ・施設全体の利用状況 利用件数 8,428 件
利用者数 96,609 人
利用率 53.0%

（イ）主な事業の内容

- ・地域センターまつり
 - 四谷文化祭 参加者数 約 2,100 人
 - 四谷音楽祭 参加者数 約 340 人
 - 四谷ふれあい祭 Youth 参加者数 約 2,500 人
- ・広報誌（四谷）発行回数 年 3 回
各回 5,000 部発行
- ・その他コミュニティ事業
 - サロンコンサート 3 回 参加者数 延べ 299 人
 - 芸術サロン 3 回 参加者数 延べ 69 人
 - 夏休み子ども映画会 1 回 参加者数 24 人
 - 冬休み子ども映画会 1 回 参加者数 41 人
 - 料理講習会 3 回 参加者数 延べ 104 人
 - 手作り作品講習会 3 回 参加者数 延べ 39 人
 - 夏休み子ども工作教室 1 回 参加者数 8 人
 - 盆踊り練習会 1 回 参加者数 110 人
 - 子ども書道教室 2 回 参加者数 延べ 35 人

第 2 監査の結果

補助金に係る事業及び公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

社会福祉法人新宿区障害者福祉協会

《補助金等交付団体・指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

社会福祉法人新宿区障害者福祉協会（以下「法人」という。）は、平成12年10月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 身体障害者福祉センターの経営
- イ 障害福祉サービス事業の経営
- ウ 特定相談支援事業の経営
- エ 福祉ホームの経営
- オ 移動支援事業の経営

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、令和6年度に36,202,000円を補助金として、504,402,235円を指定管理料として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区身体障害者福祉ホーム運営費補助金①	8,752,000円	居宅での日常生活が困難な障害者に生活の場を提供し、地域での生活を支援するため
新宿区重度身体障害者グループホーム運営費補助金②	26,082,000円	グループホーム事業を行う福祉ホームに介助員が増配置されることを促し、地域における重度身体障害者の自立生活の促進を図るため
新宿区介護・障害福祉サービス等事業者物価高騰緊急対応補助金③	1,368,000円	食費等の物価高騰により生じる介護・障害福祉サービス等事業所の負担を軽減し、介護・障害福祉サービス等の質の維持を図るため
合計金額	36,202,000円	

イ 根拠法令等

(ア) 新宿区身体障害者福祉ホームの運営に対する補助金交付要綱（平成19年4月1日19新福障第193号）〔前記①〕

- (イ) 新宿区重度身体障害者グループホーム運営費補助要綱（平成 13 年 12 月 14 日 13 新福障第 1534 号）〔前記②〕
- (ウ) 令和 6 年度新宿区介護・障害福祉サービス等事業者における物価高騰緊急対応補助金交付要綱（令和 6 年 12 月 27 日 6 新福介推第 1350 号）〔前記③〕

ウ 主な事業実績

- (ア) 身体障害者福祉ホーム運営費補助事業〔前記①〕
 - ・あじさいホーム 定員 10 人 利用者 年間延べ 120 人
 - ・ひまわりホーム 定員 10 人 利用者 年間延べ 111 人
- (イ) 重度身体障害者グループホーム運営費補助事業〔前記②〕
 - ・あじさいホーム 相談介助者 年間延べ 44 人
 その他 年間延べ 12 人
 - ・ひまわりホーム 相談介助者 年間延べ 32 人
 その他 年間延べ 12 人
- (ウ) 介護・障害福祉サービス等事業者物価高騰緊急対応補助事業〔前記③〕
 - ・ぼけっと 補助金額 684,000 円
 - ・あじさいホーム 補助金額 360,000 円
 - ・ひまわりホーム 補助金額 324,000 円

(3) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立 あゆみの家①	227,748,129 円	199,907,256 円	424,529,497 円	令和 4 年 4 月 1 日) 令和 9 年 3 月 31 日
新宿区立 障害者福祉 センター②	276,654,106 円	69,323,781 円	342,004,058 円	令和 3 年 4 月 1 日) 令和 8 年 3 月 31 日
合計金額	504,402,235 円	269,231,037 円	766,533,555 円	

イ 根拠法令等

- (ア) 新宿区立心身障害者通所訓練施設条例(昭和 46 年新宿区条例第 23 号)〔前記①〕
- (イ) 新宿区立障害者福祉センター条例（平成 12 年新宿区条例第 94 号）〔前記②〕

ウ 主な管理業務の内容

- (ア) あゆみの家〔前記①〕
 - ・あゆみの家において行う事業に関する業務
 - ・心身障害者の相談、指導等に関すること。
 - ・心身障害者に係る研修、自主活動の奨励及び助成に関すること。
 - ・生活介護事業
 - ・短期入所事業

- ・日中ショートステイ事業
- ・土曜ケアサポート事業
- ・あゆみの家の利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務
- ・あゆみの家の利用料金の納入及び減免に関する業務
- ・あゆみの家の施設等の維持管理に関する業務

(イ) 障害者福祉センター [前記②]

- ・障害者福祉センターにおいて行う事業に関する業務
 - ・障害者及びその保護者の相談、援助等に関すること。
 - ・生活介護事業
 - ・就労継続支援事業
 - ・短期入所事業
 - ・日中ショートステイ事業
 - ・入浴サービスに関すること。
 - ・給食サービスに関すること。
 - ・機能訓練に関すること。
 - ・講座・講習会に関すること。
 - ・送迎サービスに関すること。
 - ・施設の利用に関すること。
- ・障害者福祉センターの利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務
- ・障害者福祉センターの利用料金の納入及び減免に関する業務
- ・障害者福祉センターの施設等の維持管理に関する業務

エ 主な事業実績

(ア) あゆみの家 [前記①]

- ・生活介護 登録者 54人 通所者数 延べ 11,031人
- ・短期入所利用実績 229泊

(イ) 障害者福祉センター [前記②]

- ・機能訓練利用者 73人
- ・短期入所利用実績 351泊
- ・就労継続支援B型 登録者 10人 通所者数 延べ 2,003人
- ・生活介護 登録者 14人 通所者数 延べ 2,724人
- ・地域自立生活支援相談 3,676件

第2 監査の結果

補助金に係る事業及び公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、公の施設の管理については、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

落合第一地域センター管理運営委員会
《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

落合第一地域センター管理運営委員会（以下「団体」という。）は、平成8年5月に設立された任意団体である。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 落合第一地域センターの管理運営

イ コミュニティの形成を促進するために必要な事業

ウ その他団体の目的を達成するために必要な事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、団体に対し、令和6年度に29,347,956円を指定管理料として支出している。

(2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立 落合第一地域 センター	29,347,956円	－（※）	28,418,862円	令和6年4月1日 ） 令和9年3月31日

※地域センターは利用料金制を導入しておらず、施設使用料については区の歳入とし、徴収事務を指定管理者に委託している。

イ 根拠法令等

新宿区立地域センター条例（平成17年新宿区条例第35号）

ウ 主な管理業務の内容

（ア）落合第一地域センターの利用に係る受付及び貸出しに関する業務

（イ）落合第一地域センター内の清潔の保持、整頓その他環境の整備に関する業務

（ウ）落合第一地域センターの施設等の維持管理に関する業務

（エ）落合第一地域センターの団体登録、利用の承認、変更、取消し及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務

エ 主な事業実績

（ア）施設の利用

- ・登録団体数 185団体（令和7年3月31日現在）
- ・施設全体の利用状況 利用件数 6,596件

利用者数 79,267 人

利用率 42.0%

(イ) 主な事業の内容

・地域センターまつり

落合第一地域センターまつり

参加者数 2,800 人

・広報誌（こんにちわ落合）

発行回数 年 3 回

各回 5,000 部発行

・その他コミュニティ事業

カルチャー教室

2 回 参加者数 延べ 67 人

夏休み子ども教室

1 回 参加者数 19 人

新春センター寄席

1 回 参加者数 110 人

新春コンサート

1 回 参加者数 150 人

第 2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかった。
所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

東急スポーツシステム株式会社

《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

東急スポーツシステム株式会社（以下「法人」という。）は、平成5年4月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア スポーツ施設等の経営

イ カルチャー教室等の経営

ウ 上記の施設経営に付帯関連する事業の経営

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、令和6年度に23,257,085円を指定管理料として支出している。

(2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立 四谷スポーツ スクエア	23,257,085円	12,205,162円	48,350,834円	令和5年4月1日 ） 令和8年3月31日

イ 根拠法令等

新宿区立四谷スポーツスクエア条例（令和元年新宿区条例第36号）

ウ 主な管理業務の内容

（ア）四谷スポーツスクエアにおいて行う事業に関する業務

- ・四谷スポーツスクエアの利用に関すること。
- ・スポーツ、文化的活動及び相互交流に係る情報の発信及び提供に関すること。
- ・スポーツ、文化的活動及び相互交流を行うものの支援に関すること。

（イ）四谷スポーツスクエアの団体登録、利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務

（ウ）四谷スポーツスクエアの利用料金の納入、減免及び返還に関する業務

（エ）四谷スポーツスクエアの施設等の維持管理に関する業務

エ 主な事業実績

利用者数 137,362人

（内訳 貸切利用：123,102人 個人利用：2,021人 事業利用：12,239人）

第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかった。
所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

株式会社マミー・インターナショナル

《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

株式会社マミー・インターナショナル（以下「法人」という。）は、平成19年4月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 幼児教育及び保育の研究
- イ 保育所の経営
- ウ 衣料品、日用雑貨品の輸入及び販売
- エ 広告宣伝業
- オ 清掃業
- カ 青少年関係施設及び社会教育関係施設の運営
- キ 高齢者施設の経営及び福祉会館の運営
- ク 放課後子供教室及び児童福祉施設の運営
- ケ 労働者派遣業
- コ 有料職業紹介事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、令和6年度に25,294,000円を指定管理料として支出している。

(2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立 西早稲田 地域交流館	25,294,000円	58,000円	26,184,622円	令和5年11月1日 ） 令和10年3月31日

イ 根拠法令等

新宿区立地域交流館条例（平成20年新宿区条例第47号）

ウ 主な管理業務の内容

(ア) 西早稲田地域交流館において行う事業に関する業務

- ・ 地域における高齢者の福祉を推進するために行われる区民相互の交流に関すること。

- ・高齢者を対象として行われる、介護予防に資する活動、体力の向上を目的とした活動、文化活動その他の健康及び福祉の増進に向けた活動に関すること。

(イ) 西早稲田地域交流館の団体登録、利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務

(ウ) 西早稲田地域交流館の施設等の維持管理に関する業務

エ 主な事業実績

利用者数 28,764 人

(内訳 団体利用：10,426 人 個人利用：18,338 人)

第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

信州リゾートサービス株式会社

《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

信州リゾートサービス株式会社（以下「法人」という。）は、昭和57年1月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業
- イ 建物等の不動産管理・賃貸・メンテナンスに関する業務
- ウ 特産品・日用品・家具・家電等の販売及び斡旋
- エ リゾート施設及び各種施設の管理・運営
- オ 寮・保養所他での食事・飲料水等の提供販売及び飲食店の経営

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、令和6年度に116,213,700円を指定管理料として支出している。

(2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立 女神湖 高原学園	116,213,700円	37,084,625円	162,794,513円	令和3年4月1日 } 令和8年3月31日

イ 根拠法令等

新宿区立女神湖高原学園条例（平成16年新宿区条例第51号）

ウ 主な管理業務の内容

- (ア) 女神湖高原学園の宿泊等施設、附帯施設及び設備の維持管理に関する業務
- (イ) 女神湖高原学園における宿泊及び休憩並びに食事の提供に関する業務
- (ウ) 女神湖高原学園における生涯学習活動の実施に関する業務
- (エ) 女神湖高原学園の利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務
- (オ) 女神湖高原学園の利用料金等の納入、減免及び返還に関する業務

エ 主な事業実績

- (ア) 一般利用者

- ・ 区民棟の利用状況
 宿泊利用者数 1,846 人、客室稼働率 35.4%
 - ・ 学校棟の利用状況
 宿泊利用者数 2,143 人、客室稼働率 11.5%
- (イ) 学校利用者 (生徒・教員等)
- ・ 学校棟の利用状況
 宿泊利用者数 3,992 人

第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

なお、施設運営上の問題として、利用稼働率向上の課題がある一方、利用等に関する制約がある中では、指定管理者の努力にも限界があると思われる。

経済性、効率性及び有効性の観点から、今後の施設のあり方について検討することを期待する。

テルウェル東日本株式会社

《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

テルウェル東日本株式会社（以下「法人」という。）は、平成13年4月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 飲食店等の運営管理に関する業務

イ 電気通信回線等を用いた非常通報装置・防犯設備等の販売、保守等に関する業務

ウ インターネット等情報通信システムに係わる設備の設計、保守及び技術受託等に関する業務

エ 不動産の分譲・売買、賃貸借、管理等及び建物、附属設備の総合維持管理に関する業務

オ 電報受付及び配達等の受託に関する業務

カ 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業等に関する業務

キ 地方自治法に基づく指定による公の施設の管理及び公共機関からの委託業務の請負に関する業務

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、令和6年度に56,512,272円を指定管理料として支出している。

(2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立 北新宿図書館	56,512,272円	—	53,225,361円	令和6年4月1日 ） 令和11年3月31日

イ 根拠法令等

新宿区立図書館条例（昭和44年新宿区条例第14号）

ウ 主な管理業務の内容

（ア）北新宿図書館において行う事業に関する業務

- ・ 図書館資料の収集、整理及び保存に関すること。
- ・ 図書館資料の館内での利用及び館外への貸出しに関すること。
- ・ 読書相談、読書案内及び参考調査に関すること。

- ・読書会、映写会、講習会、展示会等の開催及び奨励に関すること。
- ・図書館を利用することに障害がある者に対する利用の援助に関する
こと。
- ・他の図書館、学校その他教育機関等との相互協力に関すること。

(イ) 北新宿図書館の施設等の維持管理に関する業務

エ 主な事業実績

・開館日数	286 日		
・来館者数	83,391 人		
・利用登録者数	個人 5,412 人		
	団体 31 団体		
・貸出数	個人 (図書資料) 118,999 冊 (視聴覚資料) 4,884 点		
	団体 (図書資料) 2,026 冊		
・レファレンス	405 件		
・集会・行事サービス	一般向	映画会	3 回
		講演会等	21 回
	児童向	映画会	1 回
		人形劇会	1 回
		おはなし会	73 回
		工作会	2 回
		お楽しみ会等	3 回

第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

第2 まとめ

1 総括意見

区は、区政の効率化と区民サービスの向上を目的に、公益上の必要がある事業や民間活力を活用した事業等を実施する団体へ財政的援助等を行っている。このうち、本年度の監査対象となった団体については、監査の着眼点に基づき監査した結果、財政的援助等の目的に沿っておおむね適正に事業や施設の管理等が行われていたと認められる。

また、併せて所管部局に対して実施した随時監査についても、団体に対し、おおむね適切に指導監督等が行われていたと認められる。

2 補足意見

しかしながら、補助金等交付団体及び指定管理者について、監査の着眼点別に一部課題が見られたので、次のとおり補足意見を述べる。

(1) 補助金等交付団体について

補助金は、法第 232 条の 2 を根拠とし、区が公益上の必要がある事業に対し交付する財政的支援で、区の政策目的を効率的・効果的に実現するための有効な手段の一つであり、補助金等交付団体は、住民福祉の向上の一端を担っている。

ア 補助金交付に係る事務処理について

今回の監査では、交付額への影響はなかったものの、実績報告書の記載内容と補助対象の実態に齟齬があるものや添付書類の不備があるもの、支出処理の誤りにより過払いとなり返還が生じたものなどが見られた。

団体においては、改めて補助要綱等について確認した上で、正確な実績報告を行われない。

所管部局においては、団体から提出された実績報告書の内容が実態に即しているかを確認・精査するとともに、自らの会計処理においても、交付金額の算定に誤りがないかなど交付事務処理全体のチェック体制等について十分な検証を行い、事務改善に取り組まれない。

イ 補助要綱に基づく手続について

今回の監査では、補助金交付の根拠となるべき補助要綱にその一部改正の際生じたと思われる条ずれや基準が明確でないなど規定上の不備が見られた。補助要綱は補助金の目的、対象を明確にするとともに、交付要件及び手続を定めることにより、適正な補助金交付事務を行う根拠となるものである。

所管部局においては、補助金の適正な執行を図る観点から、改めて交

付の根拠である補助要綱の確認を徹底されたい。

区及び団体においては、補助事業は公金を財源としていることを十分に認識し、事業目的が効率的・効果的に達成されるよう、適切な補助金交付事務に取り組まれない。

(2) 指定管理者について

法第 244 条の 2 に定められた指定管理者制度は、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること」(総務省通知平成 15 年 7 月 17 日付け総行第 87 号) を目的としている。

区においても公の施設の目的である住民の福祉の増進に資するため、平成 16 年度から導入している。

今回の監査では、主な着眼点に加え、令和 6 年度行政監査の結果から明らかとなった、指定管理施設の管理運営及び指定管理者を指導監督する上での課題である、協定に基づく管理の徹底、管理業務の実施状況の確認及び職員体制・職員の育成等に着眼して監査を実施した。

その結果、以下の事項が確認された。

ア 協定に基づく指定管理施設の管理運営について

協定書は、区と団体との取決めを双方の合意事項として明示するものである。管理業務に内容変更が生じた際には、協議の上、書面により当該変更箇所を明らかにする必要がある。しかし、今回の監査では、協定で定めた人員配置計画の欠員について月次報告のみを行い、変更協議を行っていないものが見られた。

公租公課の負担については、これまでの監査での指摘を受け、覚書を締結し改善を図る団体も見られたが、一部の団体においては、基本協定で年度協定に委ねるとしながら、規定のないものが見られた。

また、法人本部事務費計上の考え方が統一されていない団体も見られた。

公租公課及び法人本部事務費の取扱いについては、指定管理施設の管理運営において必要な取決めである。公租公課の負担区分については、基本協定において明示するとともに、法人本部事務費の取扱いについてもその計上の考え方を明らかにしておくべきものである。

所管部局においては、指定管理料積算の際に経費負担の考え方を明確にするよう、適切に対応されたい。

イ 管理業務の実施状況の確認について

今回の監査では、月次報告書との不整合や年次報告書及び月次報告書の記載漏れにより実施確認ができない事例があった。

年次報告書は、その施設の管理運営に必要な経費を確認し、次年度以降の収支計画や事業計画策定の基礎とするものであることから、実態に即した正確な報告が必要である。団体においては、年次報告書の信頼性に疑念を抱かれることのないよう、指定管理業務の適正な年次報告書の作成を行われたい。

所管部局においては、団体の管理監督部局として、提出された事業計画書及び年次報告書の内容について十分な確認を行うとともに、組織内のチェック体制を検証した上で、内部統制機能の充実・強化に努められたい。

ウ 指定管理者を指導監督する職員の育成について

職員の育成については、研修への参加、マニュアルの徹底、指定管理者との課題の共有の場の設置、OJTでの工夫など各所管部局で取り組んでいる状況であった。

エ 指定管理施設の管理運営上の課題について

割増賃金の算定誤りなど、労働基準監督署から労働基準法違反等で是正勧告を受けた施設も見られた。今回の誤りは、結果として労働者に不利益をもたらしていたものであり、労働者保護の観点からも的確な是正が必要である。

今回、着眼点に加え、令和6年度行政監査の結果に基づく監査を実施した限りにおいては、施設の管理運営や管理業務の実施状況の確認について、文書を交付して改善を求めた指摘はなかったものの、適切な対応がなされていない事例が見られた。

今後とも、指定管理施設の管理運営上の様々な課題を踏まえるとともに、適正かつ効率的・効果的な施設運営をもって区民サービスの維持・向上が図られるよう、事業者と課題を共有し、内部統制が有効に機能した施設の管理運営に努力されたい。

区及び団体においては、指定管理者制度のより適正かつ有効な運用に努め、制度の目的が十分達成されるよう努められたい。

刊行物作成番号
2025-5-5101

令和7年度
財政援助団体等監査結果報告書

令和8年2月 発行 新宿区監査事務局

新宿区歌舞伎町1-5-1
電話 (03) 5273-4579 (ダイヤル)
FAX (03) 5273-3539

この刊行物は、業者委託により310部印刷製本しています。その経費として、1部当たり396円(税込み)がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。

新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。

本誌は新宿区環境マネジメントに基づき、環境に配慮した印刷用紙を使用しています。